

「みえ木材利用方針」に基づく令和7年度実施状況について

三重県では、県民一人一人が木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、県、市町等が整備する公共建築物等における木材利用を推進するとともに、県民及び事業者の参加のもと、日常生活及び事業活動等における住宅、社屋等への木材利用や、様々な形で暮らしの中に木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として、令和3年に「みえ木材利用方針」を策定しました。

本方針では、県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成状況及び木材利用の推進に向けた措置の実施状況等を取りまとめ、公表することとしています。

1 県が整備する公共建築物における木材利用の推進

(1) 公共建築物における木材利用の目標の達成状況

	対象 件数	木造化・ 木質化件数	木造化・木質化率		県産材利用量
			目標	結果	
木造化対象施設	6	6	100%	100%	35.6 m ³
木質化対象施設	12	12	100%	100%	4.9 m ³
合計	18	18			40.5 m ³

※ 木質化対象件数は木造で整備した施設は除く



青山高原休憩所（山頂小屋）
（木造）



四日市農芸高等学校（屋外トイレ）
（木造）



津南警察署庄田駐在所
（木質化）

(2) 建築物における木材利用の推進

① 三重県木造建築設計セミナーの開催

木造非住宅建築に必要な知識・技術を習得するためのセミナーを開催し、木造建築の設計・提案ができる建築士を育成及び公共施設の整備に関わる県、市町の担当職員、木材産業及び建築施工事業者等への木造建築の知識を普及。

- ・第1回 体験で木を学ぶ木構造実験
日時：令和7年10月18日（土）
参加者：29名
- ・第2回 森林・林業を知るワークショップ&森林見学
日時：令和7年11月15日（土）
参加者：27名
- ・第3回 木材調達・耐久性計画
日時：令和7年12月19日（金）
参加者：17名
- ・第4回 木構造計画・防耐火計画
日時：令和8年1月16日（金）
参加者：24名



三重県木造建築設計セミナー

② みえの木建築コンクールの開催

県産材の良さが感じられる魅力的な建築物を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、県産材の使用事例をPR。



住宅新築部門 知事賞
木漏れ日の家（多気町）



住宅リフォーム部門 知事賞
薪ストーブが灯す百年古民家（多気町）



非住宅部門 知事賞
第2名古屋三交ビル（名古屋市）

③ 木造非住宅設計支援事業の実施

県内の非住宅建築物における県産材の需要拡大のため、木造非住宅建築物の建築主に設計費の一部を支援。

- ・対象者：建築主（民間企業及び個人）
- ・支援件数：5件

④ みえの木づかい×ゼロカーボン推進事業の実施

県内の非住宅建築物における県産材の需要拡大のため、木造非住宅建築物の建築主に、構造用製材購入費の一部を支援。

- ・対象者：建築主（民間企業）
- ・支援件数：1件



日軽エムシーアルミ株式会社
三重新事務厚生棟

⑤ 公共建築物・民間建築物の木造・木質化に関する相談窓口の設置

県内の公共建築物・民間建築物の木造・木質化を推進するため、県や市町、民間事業者を対象に、木造・木質化の計画、設計、材料調達等に関わる疑問や課題への回答及び助言を行う、無料の相談窓口を設置。

- ・相談件数：4件

⑥ 公共建築物等への県産材利用事例集の作成

県内の木造・木質化された公共建築物等の優良事例を集めた「公共建築物等への県産材利用事例集」を作成し、県内の市町や関係施設に配布。



令和7年度県産材利用事例集

2 建築物以外の分野における木材利用の推進

（1）公共土木施設における取組

令和3年度に策定した「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」（県土整備部）及び「三重県農林水産部公共土木施設等における木材利用推進指針」（農林水産部）に基づき、公共土木施設における木材利用を推進。

- ・公共土木施設における木材利用量：539.4 m³（全部局合計）



本体工（ダム構造部材）



土留工



木製ガードレール

（２）物品調達における取組

部局名	取 組 実 績
政策企画部	・ 木製登録証 74 個
農林水産部	・ 木製名札 118 個 ・ 木づかい宣言登録書 4 枚 ・ 木製品コンテスト賞状 7 枚 ・ CO2固定量認証制度 認定書 3 枚 ・ 木製賞状 17 枚 ・ 木製感謝状 3 枚 ・ 木製宣言書 3 枚 ・ 県産材鉛筆 9500 本 ・ 木製マグネット 200 個 ・ 木製コースター 150 枚 ・ 木制定規 250 本 ・ 県産材割りばし 1800 膳 ・ 全国豊かな海づくり大会御放流所用木材 830 枚 ・ 木製プランターカバー 210 基 ・ 認証盾 8 枚 ・ 積み木 14 セット ・ 木製タイル 164 枚 ・ 木製玩具 52 個・セット ・ 丸太トンネル椅子 12 個 ・ 樹木図鑑園案内看板 1 基
雇用経済部	・ 木製賞状額縁 5 個 ・ 木製表彰楯 5 個



全国豊かな海づくり大会で木製プランターカバーを設置



みえ森林教育ステーション（三重県民の森）に丸太トンネル椅子を設置

（３）日常生活及び事業活動における取組

魅力的な県産木製品を募集しＰＲする「みえの木製品コンテスト」を開催するとともに、受賞作品を三重県「木づかい宣言」登録事業者の店舗等で展示し、広く県民にＰＲ。



みえの木製品コンテスト
デイリーユース部門 最優秀賞
木製システム家具 イキクッカヒノキ



みえの木製品コンテスト
ビジネスユース部門 最優秀賞
リプラウッドプランター Ｒ・Ｗ・Ｐ

（４）普及啓発における取組

部局名	取 組 実 績
農林水産部	・「三重の木づかい条例」ポスターの掲示 ・木づかいの良さを伝えるイベントを開催 ・日常生活で使用する木製品の普及 ＰＲ を実施 ・県内の建築士、行政職員、林業・木材産業及び建築施工業者等、建築科の高校生に向けた木材利用に関する講座を開催 ・首都圏での県産木製品の展示 ・「森林フェスタ」において、木工体験ブースを設置 ・林業研究所一般公開デーにおいて、薪割り体験、丸太切り体験、コースターづくり、木の皿づくりを実施 ・県・市町等が主催するイベントを中心に、三重県産材の木製遊具・玩具を持ち込む「ミエトイ・キャラバン」を開催 ・子どもを対象としたイベント「キッズお仕事広場」において、丸太切り体験とコースターづくりを実施
県土整備部	・「三重の木づかい条例」ポスターの掲示
企業庁	・「三重の木づかい条例」ポスターの掲示
病院事業庁	・「三重の木づかい条例」ポスターの掲示



丸太切り体験（みらいのたからばこ）



木工体験（森林フェスタ）

木造化にかかる検証結果

令和7年度 整備実績

整備 施設数	木造で整備した施設数	非木造 施設数	非木造化の理由						
			①耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる施設	②災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設	③治安上又は保安上の目的から木造以外の構造とすべき施設	④危険物を貯蔵又は使用する施設	⑤伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物	⑥博物館内の文化財を収蔵、若しくは展示する施設	⑦その他
12	6	6	0	0	0	0	0	0	6
⑦「その他」の理由 ・喫煙所、自動車車庫、水道施設の自家発電機棟等、防火性、耐久性、耐腐食性等の機能が必要であるため【6件】									

令和8年度以降 整備計画

整備 施設数	木造で整備する施設数	非木造 施設数	非木造化の理由						
			①耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる施設	②災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設	③治安上又は保安上の目的から木造以外の構造とすべき施設	④危険物を貯蔵又は使用する施設	⑤伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物	⑥博物館内の文化財を収蔵、若しくは展示する施設	⑦その他
53	11	42 ※うち未定4	3	1	0	2	0	1	31
⑦「その他」の理由 ・下水道水処理施設の一部や水道施設のポンプ所など、防火性、耐久性、耐腐食性等の観点から木材の採用は困難【23件】 ・既存建物の改修工事、耐津波対策補強のため【6件】 ・防音性能確保のため【2件】									

林野庁について	お知らせ	政策について	申請・お問い合わせ	国有林野情報
---------	------	--------	-----------	--------

ホーム > 分野別情報 > 木材の利用の促進について > 建築物の木造化・木質化事例、参考資料 > 公共建築物の木造率について

公共建築物の木造率について

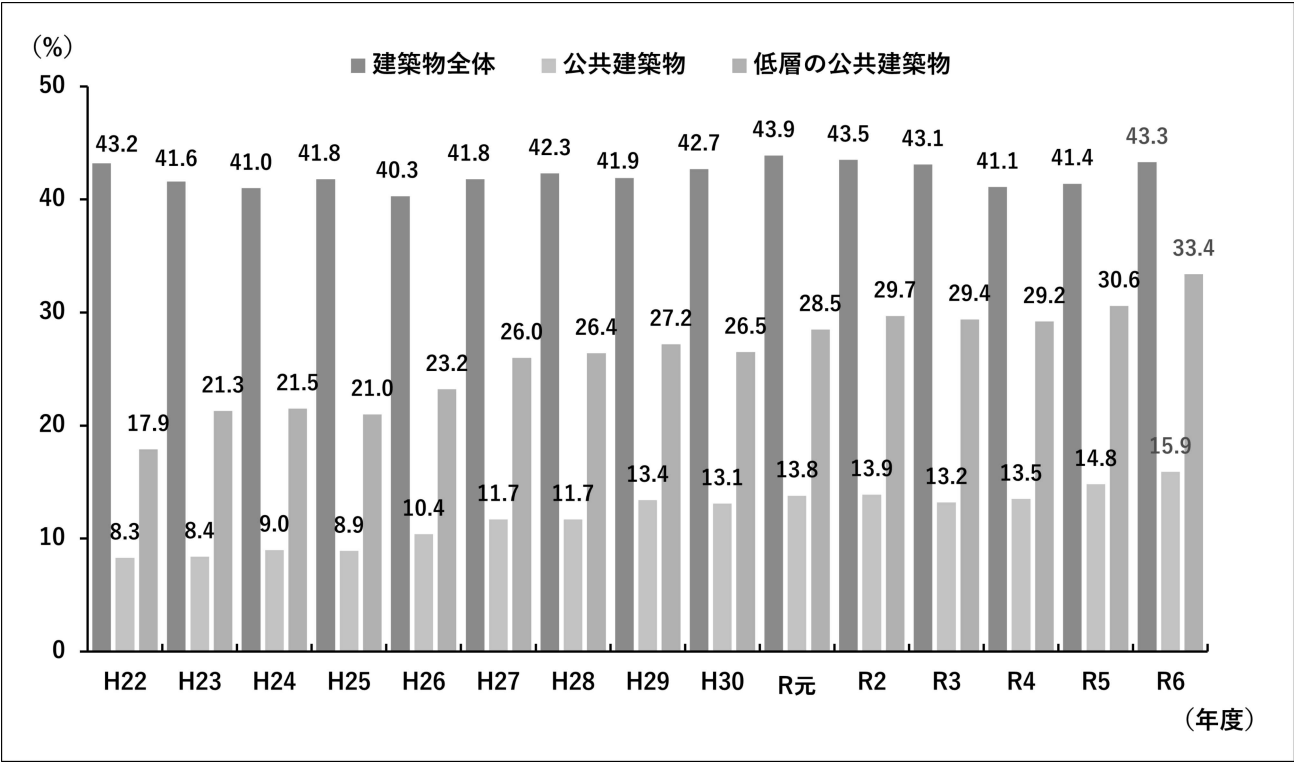
更新日：令和8年3月30日

平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されて以降、公共建築物の木造化の進捗状況を捉えるため、国土交通省「建築着工統計」を活用し、年度毎の公共建築物の木造率（床面積ベース）を試算し、公表しています。

令和6年度の試算結果

令和6年度に着工された公共建築物の木造率は、公共建築物全体では15.9%（令和5年度14.8%）、低層（3階建て以下）の公共建築物では木造率が33.4%（令和5年度30.6%）となり、前年度より上昇しています。（資料1）
都道府県別の公共建築物の木造率については、公共建築物全体では三重県が最も高く（39.0%）、低層の公共建築物でも三重県が最も高い（72.2%）結果となりました。（資料2、資料3）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
建築物全体	43.2%	41.6%	41.0%	41.8%	40.3%	41.8%	42.3%	41.9%	42.7%	43.9%	43.5%	43.1%	41.1%	41.4%	43.3%
公共建築物	8.3%	8.4%	9.0%	8.9%	10.4%	11.7%	11.7%	13.4%	13.1%	13.8%	13.9%	13.2%	13.5%	14.8%	15.9%
低層の公共建築物	17.9%	21.3%	21.5%	21.0%	23.2%	26.0%	26.4%	27.2%	26.5%	28.5%	29.7%	29.4%	29.2%	30.6%	33.4%



注1：国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁が試算。
注2：木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類している。
注3：本試算では、「公共建築物」を国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関及び独立行政法人等が整備する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物とした。また、新築、増築及び改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。

- 資料1 建築着工統計により試算した公共建築物の木造率(PDF：75KB).
- 資料2 都道府県別公共建築物の木造率(PDF：69KB).
- 資料3 都道府県別低層（3階建て以下）公共建築物の木造率(PDF：69KB).